

明治期における真言宗の教育カリキュラム

— 普通学の導入をめぐる —

阿部 貴子

はじめに

宗教の近代化は概して合理化・脱魔術化といわれる。仏教においては、明治三十二年に結成された「新仏教徒同志会」のように制度的・儀式的・迷信的仏教に対抗する運動に顕著に表れていよう。しかしながら、いかなる時代であれ人々は社会の合理化によりかえってそこから外れた迷信や魔術を要求し、宗教者は教団制度の合理化を図ると同時にその受け皿としての役割をも担うことが期待された。では明治期の真言宗は次世代の僧侶をいかに養成しようとしていたのか。ただ国家制度に準じたのか、社会や一般の人々の要求に従ったのか、それとも自ら理想の僧侶像を掲げてそのためのプログラムを用意したのか。真言宗の近代化を探るためには教育制度の変遷とその背景を見直す必要がある。

また近年、仏教の各宗派が共有している研究上の動向に、宗派の教義・教学を再考しようというものがある。

私たちが教えらえてきた伝統教義はいかにして伝統教義としての位置づけがなされるようになったのか、それは明治期においてそのままの形で保持されたのか、あるいは実は明治期において構築されたものなのか、今日の僧侶養成の科目はどのように設定されたのか―これらを再度検証することにより、伝統教義・伝統教学という既存枠組を脱して教学全体を捉えなおすという試みである。

そこで今年度、伝法院では有志が数度の研究会を行い、明治期における真言宗の大学林のあり方を議論してきた。本稿では、その成果として、特に宗内の教育カリキュラムに「普通学」が導入された明治二十年前後の議論と科目を確認し、その背景を追ってみたい。

一、真言宗各派の統廃合と大学林

明治における真言宗内の統廃合や学林の変遷に関する詳細は『高野山大学百年史』『高野山大学五十年史』『大正大学五十年略史』『智積院史』等に記される通りであるが、ここでは便宜的に明治初期の教団と学林の位置づけをまとめておこう。

明治五年三月、政府は神祇省を廃止して教部省を開設し、四月には「太政官布告第三三二二号」により神官と僧侶を国民教化を旨とする教導職に補した。そして五月には神仏合同の「大教院」を開設し、八月に金地院（東京芝）で開講して神仏諸宗の学徒を入学させた。しかし、十月に一宗一管長制が通達されると、真言宗は別途合同で増上寺山内に宗務局を置き、「宗学林」を音羽護国寺に創設する。

明治八年五月、早くも大教院の神仏合同が廃止されたため、真言宗は合同で新たに真福寺（東京愛宕）中に大教院を設置し、七月より各府県下各々に中小教院を開設した。翌九年には「各山会議條款」を制定し、真福寺中

の大教院を金剛峰寺・智積院・長谷寺の三山に分けることとなった。高野山では明治十年四月にそれを「大学林」と呼称し本校「勸学院」の開院式を行い、支校として「東巖（慈眼院跡）」と「西巖（興山寺跡）」とを設けた。智山派は明治十年八月に智積院にて「智山専門学林」の「西校」の開校式を行い、十月には真福寺にて「東校」の開校式を行った。豊山派は本所弥勒寺に「東校」、長谷寺に「西校」を置いた。¹⁾

二、明治十二年以降の真言宗大学林と総贖

しかしこの時の統一真言宗は長く続かず、明治十一年には、仁和寺・大覚寺・神護寺・広隆寺・西大寺・法隆寺・薬師寺・唐招提寺が真言宗西部として独立して仁和寺内に「西部大教院」を設立し、次いで新義真言宗も独立する。しかしこれが政府に知られ、明治十二年四月三十日、「内務省戌第一号達」により一宗一管長が通達されたため、各派教義のうえ東寺（教王護国寺）を長者寺とし全権をここに集結させ、時の住職を管長とする宗制を制定した。

これにより学林も改変する。東寺に大教院を設置して真言宗法務所とし、ここに「総贖」を創設する。²⁾また智山東校（真福寺）は西校（智積院）と合併して「智山大学林」となり、豊山西校（長谷寺）は「豊山大学林」と改称した。³⁾また翌年に発布された改正制規により仁和寺、大覚寺にも大学林が置かれた。⁴⁾

中学林は護国寺をはじめとする各地に、小学林は全国の法務支所の管轄下で設立された。中小学林では合わせて九級を設け、三級以下を小学籍、四級以上を中学籍とし、中学林卒業生と教師試験以上のものを大学林に編入させた。大学林には全九級の課程があり、これを逐次実践するものを「進学衆」、初級または二級を卒業して各地に帰住するものを「住学衆」と称した。さらに「進学衆」の九級のうち初級以上を下等、四級以上を中等、

七級以上を上等として、その等級に応じて大中本寺に住させ、大学林卒業生は伝法灌頂の稟受が認められた。⁽⁵⁾

さて、東寺総覺の科目は次の通りである。総覺においても九級を設け、一級の卒業を満六ヵ月と定めて春秋二季に試験をし、学科に正業（自宗の経律論、大師撰述の章疏）・練行（求聞持、八千枚護摩等）・兼学（自宗以外の内外の経論）の三を設けた。戒律復興を掲げる釈雲照が中心となり設定したことにより、律に関する講義が多いのも特徴である。総覺の校風にあこがれて他の大学林から転入するものも多く、高野・智山・豊山の大学林は打撃を受けたという。ただ諸山数百年来の宗規慣例が廃止されたことと相まって、各山の学脈や独特性が失われたとの批判も相次いだ。ちなみに学科表【図1】の傍線部は後述の「古義大学林」になり削除された科目である。

【図1】総覺学科表⁽⁶⁾

正業		階次
梵網解題 並古迹	秘鍵	初級
禪要	菩提心論	二級
声字義	即身義	三級
南海寄帰伝	阡字義	四級
悉曇字記 訣	金剛頂經義 二教論	五級
有部律撰	字母表 法輪	六級
白一羯磨 題	金剛頂經解 住心品疏	七級
瑜伽戒本	十住心論 釈摩訶衍論	八級
諸儀軌 事相 有部 広律等	奥疏 秘藏記 理趣經	九級

三、明治十九年以降の古義・新義大学林

だが総贔の体制は早くも崩れる。明治十七年八月十九日、「太政官第十九号達」により神仏の教導職が廃止され、各宗管長に全宗権を委任することが通達されると、真言宗では管長交代制を定めて、明治十九年二月十日に新しい「真言宗宗制」を制定した。この宗制により、総贔は「事相講伝所」と改称して野沢諸流の本山がこれを主宰することとなり事実上廃止となった。また「新義派」はその公称が許され、根来寺大伝法院を別格本山として智豊両山の化主が交代で座主に就き、非番の化主が大学林と事務所主管となった。よって大学林も「新義」「古義」に分離し、同年五月一日、「古義大学林」は高野山に、「新義大学林」は護国寺に開校された。

「古義大学林制規」によれば、古義大学林は、総贔が「正業」「練行」「兼学」を設けたのに対して、「練行」の代わりに「学会」を設定し、そこで昇口・内談義・最勝講・内打集・勸学会を履修させ古義の特徴を出す。また

		兼業	練行
	自由理	西洋部	受戒前行 灌頂前行
六國史	神皇正統記	儒道部	五洛又
	十句義論	外道部	五洛又
成実論	俱舍論	小乗部	随意
七九鈔	瑞源記	因明八轉声 等部	随意
唯識述記	義林章	百法問答	唯識部
心經疏	三論疏	三論玄義	三論部
三大部	十不二門	四教集註	天台部
探玄記	五教章	起信論	華嚴部
			法等
			千日満行觀

「正業」と「学会」を専修させ、「兼学」は一部か数部の試験を義務付け、全九級を七年で終了させることと定め
た。

次の【図2】を参照いただきたい。図の傍線部は「総覽」には無く新しく加えた科目である。

【図2】古義大学林学科表（明治十九年二月）²⁷

階次	初級(半年)	二級(半年)	三級(半年)	四級(半年)	五級(二年)	六級(二年)	七級(二年)	八級(二年)	九級(二年)
正科	秘鍵	菩提心論	二教論	法輪	即身義 声字義	卍字義	住心品疏	釈摩訶衍論	理趣經
学会	昇口	内談義 十問最勝講		内打集	勸学会初年講讀	悉曇字記	勸学会二年目講讀		曼荼羅抄
兼学	六合釈 金七十論	天台四教儀	起信論	大乘義章	華嚴五教章	俱舍論	唯識論述記	法華文句	華嚴探玄記
	三論玄義	異部宗輪論 述記	勝宗十句義 論	百法問答	因明入正理 論科注	唯識二十論 述記	成唯識論	法華玄義	天台止觀
權律師					南山行事鈔 阿毘達磨論	有部律撰	義林章		
律師									
權小僧都									
小僧都									
權中僧都									
中僧都									

【図1】の総覽の科目と比較すると、総覽では「正業」の科目数が多く、律典籍の授業も多い。しかし、古義大学林では「正科」の科目が簡素となり、律はかろうじて「有部律撰」のみが「兼学」のなかに位置付けられている。「兼学」には、総覽が設置していた「西洋部」「神皇正統記」などの普通科目は無い。総覽では、あたかも『十住心論』の次第のように、初級から九級に至るまで、西洋、儒学・国学、外道、小乗、因明、唯識、三論、天台、華嚴という過程を取るが、古義大学林では阿毘達磨や法華の経論読解が強化され、特に唯識論書についての科目が多い。人気講師に佐伯旭雅がいたことも大きな理由と推測できる。明治二十年頃の記録では、佐伯旭雅の『俱舍論』講演には聴講生百余名が出席しそのうち三十五名は浄土、真宗、日蓮宗、法相宗、居士などの外部のものであったという。〔明教新誌〕二一九一）

【図3】新義大学林学科表（明治二十年五月）⁽⁸⁾

階次	正業	兼業	質問
初級	秘鍵	六合釈 三類境	梵網經 論場簸鼓
二級	声字義 字記	入正理論 十句義 百法問答鈔	有部律撰 禪要
三級	即身義 淨菩提心私記	大乘義章 異部宗輪論 金七十論	維摩經 南山行事鈔 密宗安心鈔
四級	卍字義 雜問答	三論玄義 四教儀集註	諸解題
五級	菩提心論 二教論	三十頌述記 義林章	
六級	十住心論 法鑰	起信論義記 唯識二十論 述記	
七級	住心品疏	華嚴五教章 探玄記	
八級	釈摩訶衍論	法華文句 法華玄義	
九級	理趣經	止觀 俱舍	

ここで新義大学林の科目【図3】と比較してみよう⁹⁾。新義派の学科表には、総覽の特徴であった「練行」の項と「正業」に位置付けられていた律に関する科目は無く、古義の特徴である「学会」も無く、代わりに「質問」の項が加えられている。古義同様に普通科目の設定は無い。このうち傍線部は新義大学林が付加したものであるが、「正業」ではただ興教大師覺鑿作の『浄菩提心私記』を加えただけで、それ以外に新義派らしきは見られない。古義に比べて唯識の科目数が少ないが下級から上級に上るにつれて、阿毘達磨から中観、唯識、華嚴、法華、天台と配分している。「質問」の項の『密宗安心鈔』は、明治十年に釈良基に撰述されたもので、古典のみならず「安心」という当時特に注目されていた新しい領域をカリキュラムに含めている点がわずかに特徴といえる。

ただ、この新義大学林の科目設定は長く続かなかつた。最初に問題になったのは中小学林の科目であった。小学林は各地方に設置されており、入寺後に入林し、「正業」「兼業」でそれぞれ、初級では諸経・陀羅尼と四書五経、二級で三教指帰と国史略、三級で十卷疏と十八史略を学び、真言宗長者に度牒を請う。その後、大学林附属中学林の四級に編入でき、「正業」「兼業」でそれぞれ、四級で三教指帰と文章軌範、五級で西谷名目・教誠律儀と八大家、六級で八宗綱要・作持門と十八史略、七級で七十五法名目と史記、八級で原人論と左伝、九級で真言名目と論語・孟子を学ぶ。これを修了し大学林初級を卒業すると入壇灌頂が許可された。しかしながら、この科目は時代に適応していないことが問題視され、英語・歴史・物理等の普通学を加えるべきとの多数意見から、明治二十二年一月に新義派大中小学林の学科改正を検討した。

ただし当時は、小学校義務化や新しい地方自治制による小学校設置改正など、一般の教育制度が大きく変化しており、結果的に中小学林の科目は変更せず継続された¹⁰⁾。

むしろ大きく改正したのは大学林である。改正後の科目表は後述の【図4】の通りである（二重線を除く）。

古義と同様に九級を七年に配分し、「正業」には教義のみならず、諸流相承、悉曇、声明の科目を加えた。ここには新義派の典籍は加えられていない。もともと明治二十二年七月二十五日の『密厳教報』には、大学林生四十名、小中学林生百二十名で、講義担任は、上野相憲（因明入正理論）、好山隆俊（俱舍論）、加藤春晴（真言浄菩提心私記・原人論）、小柴豊嶽（七十五法）、飯島蓬真（教誡律儀）などであり、学科表に記載されていない科目（真言浄菩提心私記等）もあるため、科目の移動はあったのであろう。「兼業」は明治十九年の科目に比べて極めて充実し、その分類も合理的に配当されている。科目の系統を華嚴（仏花）、法華（法華）、中観（法性）、唯識（性相）、違順（阿毘達磨）に分け、級に応じて論書の難易度が異なる仕組みになっている。ただし普通学の科目は全く設定されていない。

四、普通学導入に関する議論

真言宗はまだこのような段階にすぎず、明治初期から外学（普通学）を取り入れたきた浄土真宗や浄土宗から見ればにわかに信じがたい状況であろう。「普通学」とは、いわゆる一般教養である。明治二年から兵学校では専門以外に歴史や地理や数学等の分野が設けられおり、西周がその領域を *common science* と称して「普通学」の訳語を当てており、一般に知られた用語となっていた。¹¹⁾

真宗大谷派では、明治六年に欧米視察より帰国したばかりの大谷光瑩が寺務所総務に就いて学寮改革を行い、それを「貫練場」と改称して寮規定を設けた。それにより、明治初年に学寮の別置されていただけの「外学」が正式に科目の中に組み込まれた。ここでは「専門課」と「普通課」が設けられ、「普通課」はさらに「上等課」と「下等課」に区分され、「上等課」には宗乗・余乗・因明・史学・余教・政法学・詩文・算法・罫画・雑科・

古言学・梵語学が設置され、「専門課」には真言・天台・華嚴・法相・三論・律・俱舍を置いて自由選択とし、外学として地理・史学・算法・作文・博物・物理を設置している。(『大谷大学百年史』六十九〜一〇三頁)

真宗本願寺派も明治八年に欧米視察から帰った赤松連城に学林改革を委任した。本願寺派は明治初年から護法と排仏論への対抗という目的から学林に外学の科目を設置してきたが、それを欧米的な教育体制に改良し、宗乗・余乗のほかに地理・物理などの普通科目を設置した。翌九年には大中小教校を組織し、大教校にはもっぱら内典を講習する「上等」と、「下等」には内典を主に学ぶ「内典専学科」と、内外を兼学する「内外兼学科」を設け、兼学の場合には史学・心理学・物理学・数学・詩文を課している。(『龍谷大学三百五十年史』三八七〜四五三頁)

浄土宗においても、増上寺では明治元年に壇林を廃止して「興学所」を設け、明治三年にはそれを「勸学所」と改め専門学を学ばせ、別に「貫綜学院」を設置して外教や一般の学問を学ばせた。明治六年には後身の「勸学講院」と「貫綜講院」を合併している。一方知恩院においても明治四年には「勸学所」が開設され、明治八年の科目表によると後身の「勸学場」では第一課から第四課が設けられ、第一課から第三課には「普通学」が専門学や兼学と並んで設置されて、古語拾遺や記紀などの皇史、四書五経などの漢籍、地理や地球説略などの洋学書の素読や暗唱などが課せられた。明治九年には増上寺・知恩院を宗学校東校・西校に改称し、明治十二年の東校開業式では福田行誠が「祝諭の文」に「教学に二種あり、一に曰く内教、二に曰く外教」と述べ、普通学的重要性を示している。(『大正大学五十年略史』八〜三十四頁)

しかしながら、真言宗で普通学導入の議論が高まったのは明治二十五年になってからのことである。

新義派では『密厳教報』七十二号(明治二十五年九月)の論説「大学林に卒業論文の一科を加えよ」が掲載される。^②真言宗大学林からは、華嚴、天台、性相学はおろか宗乗の分野からも学者が出ていないことを指摘、その

理由を卒業論文が無いためと述べる。帝国大学をはじめ高等なる学校では従来の試験に加え卒業論文を課す。また英国のケンブリッジの自由な学風を例に挙げ、「東洋在来の教育法は皆悉く注入的ならざるなしと思う。既にこれ注入的なり其学力優等と称せらるるものも只前人の糟粕を嘗めて巧みにこれを祖述するに過ぎざるなり…卒業論文の一科我両大学に加へざるべからず、然も其主旨は成るべく独創の見を持して経文の微旨を發揮するを以て優等となせ」と論じている。

また七十三号（明治二十五年十月）には論説「改正私議」が掲載される¹³。著者はすでに七十一号にて宗制改正の必要を主張し、当号にて「興学上の改正」を挙げて大中小学林の学制改正案を記す。そのうち大学林の科目について「今日の学課は仏書研究の一門に限り、其他の智才學術は殆ど敢て問わざるの觀あればなり、勿論仏教の大学なれば仏書の講究に重きを置くを当然の事なりと雖も、普通よりして専門に進み、簡よりして密に進むは事物進化の法則なり」として、漢学、国語、洋楽、哲学宗教学を科目に加えることを主張する。漢学を学ぶのは、それが日本文学全体の基礎であり、かつ漢訳仏典の学究に必要であり、東洋の文学哲学の源であるからとする。洋楽は英学のことと主にミルやスペンサーの著作を指し、哲学宗教学には倫理学、心理学、比較宗教学、社会学を挙げ、新しい英才を育成するための必要性を強調する。

続く七十四号（明治二十五年十月）には、本派大中小学林有志より「本宗宗会建議案」が投稿される。そこには学林有志たちが集会で議論した学科改良の内容を提示する。第一に哲学を「世間最高の学にして万有の実理を探究する」ものとして加える。第二に演説法話を加える。その理由として「起る教を布き報を払むるに二途あり…従来の学科上には筆を以てするの作文科のみありて未だ舌を以てするの演説法話の科なし」と述べる。第三は卒業論文を加えるという。【図4】は、明治二十二年一月改正の学科表であるが、比較のためこの改正案を付けた。

同投稿では中小小学林についても論じられており、「中学科編成大要」では、年限を四年とし、世間の師範校もしくは尋常中学の科目に順ずる学科を履行すべきであるとする。年限を削減し二・三年と主張したり、普通科の兼業を三〜五科に減らすという意見もあるが愚僧を増やすだけだと喝破する。また中学林においても科目に演説法話の実地練習の科目を入れ、在家布教を強化させるといふ。

【図4】新義大学林学科表（明治二十二年一月）¹⁵⁾

※「有志改正案（明治二十五年十月）」による改正箇所（傍線）・付加箇所（二重線）

年限	階次	正業	兼業
一年生	初級	諸流相承 悉曇伝授 声明相伝	仏花 妄盡還源観
一年後期	二級	此れは試験の点に關せざれども第九級卒業迄には縁を要して全く成就すべきものとす 此部は試験の件数に關係するに非ざるも全科卒業までには縁を要して履修すべきものとす	吽字義 即身義
二年生	三級		声字義 二教論
二年後期	四級		法輪
三年生	五級		五解題 起信專釈抄
三年後期	六級		住心品疏
四年生	七級		十住心論
四年後期	八級		釈摩訶衍論
五年生	九級		奥疏
七年生			
一年前期			秘鍵 菩提心論
一年後期			金師子章
二年前期			花嚴法界 觀門
二年後期			五十要問答 五乘止観 一乘十六玄門
三年前期			孔目搜
三年後期			章玄記
四年前期			冠注五教章
四年後期			清涼玄談
五年前期			法華採玄記
五年後期			法華文句
六年前期			法華玄義
六年後期			十不二門 指要抄 十義章
七年前期			大部 四教儀
七年後期			觀音玄義
八年前期			四教儀集注
八年後期			顯戒論
九年前期			西谷名目
九年後期			法花

林においては「理学」の能力によって解釈される「哲学」を加えよと主張する。さらに八十四号第三章では、教授法を開発せよと論ずる。「無暗に書籍上の文字を其脳中に注入せんとする」注入的方法を止め、固有の才能を発揮させる開発的方法、学生の心にとどき愉快に知力を発達できる精神的方法を取るべきと記す。

古義においても同様に、このころから雑誌では普通学を求める声が活発化する。『伝灯』四十号（明治二十六年二月）石原快讀の寄書「師範に向て普通学修習の許可を請う書」では、宗門子弟に普通学を学ばせよと主張する。¹⁹その理由として、近年外国では仏教に興味を持つ者が多いと聴くが彼らの言語や事情を知らない、内地においても普通の学識が無く在家者を化導することができないという。また「宗教学校の卒業生と称するものを見るに普通学的の思想としては更に無く見台に向ひ末抄を睨むの外復為す所を知らざる：演説を為さしむれば徒らに難解の言句を拵りて難入の深義を述ぶるのみ世人に益することなし。数十の雑誌あれども一篇の文章すら登載するに苦辛する程：」とし、またある卒業生と普通中学校の生徒の談話で中学生が物理学によって仏教の須弥山説を論ずるも卒業生は一言もこれに応ずることができなかったといい、仏典の専門教育における弊害を述べている。

こうしたなかで、地方の中学林は独自に科目を改変している。例えば、岡山県連合中学林学科では予備科と正科を分け、予備科に専門、漢籍、数学、作文、習字を、正科に専門、漢籍、歴史、地理、哲学、理科、作文、数学、外国語、外教を設けている（『伝灯』四十二号、明治二十六年三月十三日）。讃岐中学林でも、予備科に仏学、国学、漢学、習字を、正科に仏学、国学、漢学、哲学、地理歴史、算術、作文を設置した。（『伝灯』四十四号、明治二十六年四月十三日）

さて、詳細は控えるが、明治二十三年に「教育勅語」が制定され、真言宗では釈雲照が『教育勅語義解』『教育勅語の淵源』『国民教育之方針』等の著作を出版し、²⁰「教育勅語」と仏教の四恩八正道の一致を説いてそれに適

う道徳教育を主張したことは既に別稿で論じた⁽²¹⁾。しかし宗報において、このことはほとんど議論に上がっていない。釈雲照の影響下に創設された「総贖」が廃止されてからは戒律の科目は削減され、道徳や倫理は西洋学の科目となっており、「教育勅語」の内容や道徳教育に十分配慮していたとは考えにくい。

伝灯・沢柳論争と新義派

普通学導入の流れが加速するなか、その必要性に異を唱えたのは、釈雲照や清沢満之と親交があり大正大学初代校長ともなった教育学者・沢柳政太郎である。彼は、すでに先学の指摘にあるように⁽²²⁾、僧侶は精神的先達となり、仏教精神と堅固な道心の保持者、実践者になるべきであるという自説を持っていた。

明治二十六年五月、彼は高野山大学林にて「普通学の必要如何」という講演を行い、『密厳教報』『伝灯』で盛んに普通学の必要性を論ずるが、これは果たして妥当なのかと疑問を呈している。『同学』掲載の講演抄録によると⁽²³⁾、その要旨は以下の通りである。十七歳以下のもの（小学校学齢は六歳〜十四歳、中学校は五年間で十二歳から十七歳まで）は一般に将来の志望が定まらず、自分の長所を知らないため、普通学を教育してそのものの才能を発育することが必要である。その後、専門学校や大学で専門学を学ぶが普通学と異なるものではなく、その科目のいずれかを深く学び研究する。そのため、普通学を修めなければ専門学に入らず、専門学でもそれを研究する必要がある。しかし、僧侶はその年齢までに自分の志望を固めて宗門学校に入るため、普通学修学の必要性はない。もし自らが僧侶に相応しいかどうか、還俗した方が良いかを見極めるために普通学が必要だというなら妥当である。しかしこれまでの必要論者の意見では、布教上の理由が多い。衆生済度のためであれば、哲学を学ぶ必要はなく、むしろ道徳を身につけ社会の模範となるべきである。一般のものが僧侶に仏教の道理を尋ねるの

は知識のためではなく信仰のためである。僧侶が世間の事情に通じてしまえば、むしろ社会は不徳に陥り仏種も減するだろう。

この講演に対して、『伝灯』の記者は四十七号(明治二十六年六月)に反論を掲載する。⁽²⁴⁾ ①陸海軍生や医学生も、将来の道が定まっているのに算術・歴史等の普通学を学び、それが無ければ種々の差支えが生ずる。仏教家も同様に一通りの世学を学ばねばその専門家として相応しくない。②『大日経』「具縁品」における阿闍梨の徳相十六種のなかに「兼総衆芸」⁽²⁵⁾とあり善無畏がそれを声論・算数・方葉等の世間伎芸と積している。真言僧にはこのような世間の学問が必要である。⁽²⁶⁾ ③『梵網経』に「若佛子、佛経律、大乘正法、正見、正性、正法身有らんに而も勤學し修習すること能はず。而も七寶を捨て、反つて邪見の二乗外道俗典阿毘曇雜論書記を學ぶは、是れ佛性を斷じ道を障ふるの因縁なり」とあり、諸学の学習をすること自体では法を捨てることにならない。⁽²⁷⁾ ④古の大徳は一日の三分の一を世間学の勉強時間に定めよと述べている。そして最後に、広い教育を望まねば、弟子は茶や花や囲碁や徘徊にと遊惰に流れるのだから、沢柳氏は短見者と失礼にも言わざるをえないと締めくくる。

七月には沢柳が反論する。⁽²⁸⁾ ①僧侶にとって普通学が有用であることは間違いないが、有用と必要とは異なる。弘法大師は文書絵画に通暁していたがそれが今日の普通学の必要性の理由にはならない。②自分は経論ではなく教育学上より立論している。それを経論をもって反駁するのは誤りである。③陸海軍生や医学生と同様だというが、彼らは資格を有するために普通学を必要としており、僧侶に同じ理由は該当しない。④『大日経』の「兼総衆芸」に関する善無畏の解釈は「妙に世間伎芸に善くす」とあるのみで世間一般の学を一通り学ぶことを示すわけではない。⑤『梵網経』の文言解釈にいたっては通常の解釈を超えている。七宝を捨てて外道俗典の学習をするのは障りの因縁であり軽垢罪になると読むべきである。⑥古説とは『梵網経』の古迹記に『瑜伽師地論』を引用

している箇所だが、そこには一日の三分の一を世間の学問にあてても違犯無しとあり、これを「必要」と読むのは誤りである。

この批判を受けて、『伝灯』記者はさらに反論する。²⁹①については次のように強調する。一般に普通学とされる科目―地理、歴史、理学、化学、心理、論理等―は三歳の七十五法、百法問答、教誡律儀等に含まれ伴うものであり、「宗学」の一部とも言える。従来の高僧にとって未学であった科目であるが今日の僧侶にとっては智を円満する方便である。山間に在して、阿練若に住む特殊な仏徒に普通学を強いるのではなく、幼児の頃から出家得度の道に進むものを教育する秩序として必要と言うことがそれほど支障があるうか。②③④⑤⑥に関する解釈については弁明し、改めて僧侶を現に活かし道徳の規範者・活かし積尊の弟子として教育するために普通学は必要であると述べる。

こうした論争の後も『伝灯』には、普通学への賛成、あるいは慎重の意見が交わされている。³⁰新義派でも『密厳教報』にこの論争を取り上げ、概要と自説を記している。当誌記者は大学生以前の未試補のものにとつて普通学は必要という立場を取る。入寺得度以前に世間学を修めそれから発心するのが理想であるが、我宗の現状はそうではない。ただ、世間の風潮に同じて学道の大本を誤るといった顛倒を犯してはならないと述べている。

五、明治二十六年九月以降の新義派大学林

こうしたなかで新義派は、明治二十六年十月一日より評議員会を開催し、「学制改革案」を決議した。³¹まず中学林の学科の程度を低くして三年から二年とする。中学林を二年に改める代わりに大学林までの三年間に「大学

林附属予備校」を置き、大学林を七年から五年に改めた。『智積院史』『大正大学五十年略史』によればこの改革の目的は、一般子弟の修学を容易にさせること、各地方が容易に中学林を設置できることであり、また中学林卒業後の大学進級は困難であるが、予備校により大学入学に必要な科目を修得できるとする。ただ最も重視された点は教育面よりもむしろ経済面であり、予備校を大学林に附属させることで設備事務の費用を節減することであった³⁴⁾。そして同年十二月一日、前学制を大幅改正した「真言宗新義派学制」を發布した。予備校の科目は次の【図5】の通りである。

【図5】新義派中学林・大学林予備校学科表（明治二十六年十二月）

仏具 釈典	密宗安心教示章 教戒律儀 遺教経 諸宗水波同異章	真言名目 原人論 八宗綱要	秘鍵 菩提心論 六合釈 金七十論	昨字義 観心覚夢抄 宗輪論述記 十句義	悉曇字記捷覧 因明 入正理論 入（阿毘達磨）論顯 宗記 略撰八転
国語及 漢文	国文中学読本一・二 小学句読 蒙求	国分中学読本三・四 文章軌範 孟子	日本文典 論語	徒然草 土佐日記 史記 列伝 八家文	枕草子 莊子
英学	スベルリング ナショナルリーダー 一 文部省読本一 スペインセリアン習字 帖	ナショナルリーダー 二 文部省会話読本二	ナショナル読最三・ 四 読部会話読本三・四 文法 口授	ユニオンリーダー四 イソップ物語 文部省会話読本四 須因頼大文典	マコレイ論文 チャーレス ラン英国七大家詩文 須因頼大文典

明治期における真言宗の教育カリキュラム

哲学	化学	物理	博物	数学	歴史	地理
			口授	口授	口授	口授
			口授	口授	口授	口授
	初歩	大意	衛生生理学	算術 代数初歩	日本文明史 支那文明史	日本地文学及 政治地理
	大意	部 普通物理ノ重力熱ノ	動物学 植物学	代数 幾何	万国中古史	地文学
意	論理学 心理学 大	線ノ部	普通物理 電気音光	三角術初歩 幾何	万国近代史	地文学

これを見ると分かるように、真言宗の基礎である『般若心経秘鍵』『菩提心論』『卍字義』といった、旧制度では大学林の初級・二級に配されていた科目が予備校の初年時に組み込まれ、専門学の早期学習を意図している。しかし、専門学に比べて普通学の科目数は一気に増加し、普通学を拡充させていることが瞭然である。大学林には普通学の科目を課していないが、学期が五年に短縮されているため、全体としていわゆる真言宗と仏教学の学習時間は減少している。

古義大学林でも、明治二十八年七月に大中学林学科改正を目的とする評定委員会を開催し、大学林を五年とし、「内

典部」の科目に従来同様の「宗部」「学会」「他部」を設け、「外典部」に英語、哲学、歴史、地理、数学、理科、国語及び漢学を配した新しいカリキュラム案を提出した。中学林は引き続き三年とし、科目に専門（真言学に相応）、国語及び漢学、英語、数学、地理、歴史、理科を設置した。この改正を促したのは、一つには、明治二十八年五月に起きた「同土義団」と称する大学林学生七十七名のストライキであった。彼らは大学林教育の充実に申し入れたために下山させられた。また同月三十日に宗教各派に対して「内務省訓令第九号」が發布された。布教伝道に従事する教師には尋常中学校相当の学識を保持させよというものであった。これらをきっかけに再び普通学導入の議論が過熱したのである。⁽³⁶⁾これについては改めて別稿を用意している。

しかし、明治三十年四月に内務省から認可を受け三十一年七月から施行された学科課程は、評定員会が提出したカリキュラム案と大きく異なっていた。新学制では大学林を四年とし、科目から「学会」が排除され「正業」「兼業」「参考余科」を設け、「正業」では、一・二年時に十卷章、三年時に『理趣経』又は『大日経』、四年時に『大日経疏』又は『釈摩訶衍論』、「兼業」では、一・二年時に唯識・俱舍、三・四年時に華嚴・法華を入れるのみとなり、評定員会案に比べて極めて簡素な科目設定となった。「参考余科」は、四年間に西洋哲学史、認識論及び純正哲学、日本教学史、支那教学史、印度宗教史、国文学、漢文学、梵語、法制を入れるも、英語、理科、数学といった普通学は除かれた。⁽³⁶⁾

その後真言宗は、明治三十三年に御室派・高野派・醍醐派・大覚寺派・智山派・豊山派が分離独立し、明治四十年にはそこからさらに東寺・山階・小野、泉涌寺派が独立する。⁽³⁷⁾これにともない大学林は各派分離し、智山派大学林、豊山派大学林、東寺に移転した古義大学林、高野山の真言宗連合大学林が独立（両者は翌年に真言宗各派連合大学林に合併）する。概して普通学はその課程に含まれ、あるいは豊山派のように東京専門学校、國學院、

哲学館において充当することになっていった。

まとめにかえて

浄土真宗や浄土宗の普通学導入に一際遅れ、明治二十年代後半になって真言宗はようやく学林に普通学を導入した。ここには国家制度の強い圧力があつたわけでもなく、また沢柳政太郎の批判のように、必ずしも一般信者が仏教に要求したこともでもない。真言宗の場合には、排仏論に対抗するためや内外地布教といった大きな目標はほとんど議論されていない。他宗に遅れをとるという焦燥感もあつただろうが、他宗の動向に鋭い意識を向けていたわけでもない。それよりも真言宗僧侶が宗派に要求したことは一極めて消極的なことに一子弟が一般在家者と対等に交流するために必要な基本的な課程を用意することであつた。

こうした要求により、新義大学林は大学林での専門修学を維持するため、附属予備校を設立してそこに普通学を導入した。古義大学林は簡素な形であれ普通科目を設置することとなつた。しかし普通学導入によりいわゆる真言学の科目は激減し、仏教典籍を学ぶ時間も十分に得られなくなった。本稿では開講された真言学・仏教学科目の推移、あるいはその内容まで論ずることはできなかった。明治期後半の動向を追い、大学林が大学へと変遷を遂げる歴史を総覧しつつ、改めて考察することにした。

註

- (1) 『高野山大学百年史』五十八～六十二頁、『大正大学五十年略史』一四四～一四五頁、『智積院史』八十五～九十二頁。
- (2) 『高野山大学五十年史』二十三頁、『高野山大学百年史』六十七頁。
- (3) 『大正大学五十年略史』一四六頁。
- (4) 『高野山大学五十年史』二十三頁。
- (5) 『高野山大学五十年史』二十四頁。
- (6) 『高野山大学五十年史』二十五頁。
- (7) 『高野山大学五十年史』三十六頁、『高野山大学百年史』一〇六頁。
- (8) 『大正大学五十年史』一五一頁。五字嚴身「豊山派教育の沿革」『加持世界』十七卷四号、大正六年、四月、三十五頁。
- (9) 明治十八年～明治二十三年の新義派の大中小学林の学制については、五字嚴身「豊山派教育の沿革」『加持世界』(十七卷三号・四号・六号・七号、大正六年、四月～七月)に纏められている。
- (10) 『学制百年史』文部省、昭和四十七年、二七四頁。
- (11) 熊澤恵里子「学制以前における「普通学」に関する一考察」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四十四号、一九九八。
- (12) 『密厳教報』七十二号、明治二十五年九月二十五日、八頁。
- (13) 『密厳教報』七十三号、明治二十五年十月十二日、三頁～十一頁。
- (14) 『密厳教報』七十四号、明治二十五年十月二十五日、二十三頁。
- (15) 『大正大学五十年略史』一五四頁。五字嚴身「豊山派教育の沿革」『加持世界』十七卷六号、大正六年、六月、三十四頁。
- (16) 『密厳教報』八十二号、明治二十六年二月二十五日、十頁。
- (17) 『密厳教報』八十三号、明治二十六年三月十二日、九頁。
- (18) 『密厳教報』八十四号、明治二十六年三月二十五日、十一頁。
- (19) 『伝灯』四十号、明治二十六年二月二十八日、一二二頁。
- (20) 『教育勅語関係資料』第七集所収(日本大学精神文化研究所、一九七九年)
- (21) 拙稿「雲照律師の世俗性―仏教の近代性をどう見るか―」『現代密教』第二十一号。
- (22) 齊藤昭俊「仏教と教育の關係―沢柳政太郎論」『密教文化論集』昭和四十六年、三二二頁。
- (23) 『同学』三十四号明治二十六年五月二十一日、七頁。
- (24) 『伝灯』四十七号、明治二十六年六月十三日、二十九頁。
- (25) 『大日経』「漫茶羅位初阿闍梨。應發菩提心。妙慧慈悲兼綜衆藝。」大正八四八、四頁上。
- (26) 「天毘盧遮那成佛經疏」兼綜衆藝者。謂妙善世間種種伎藝也。謂聲論因論。十八明處六十四能。算數方藥觀相工巧之類。緣漫茶羅所要皆不假於人。則造次施爲無闕乏之過。然後堪作阿闍梨。」大正一七九六、六一二頁上。
- (27) 『梵網經』「有佛經律大乘正法正見正性正法身而不能勤學修習而捨七寶。反學邪見二乘外道俗典。阿毘曇雜論書記。是斷佛性障道因緣。非行菩薩道。若故作者。犯輕垢罪。」大正

- 一四八四、一〇〇六頁下。
- (28) 『伝灯』四十九号、明治二十六年七月十三日、九頁。
- (29) 『瑜伽師地論』「若上聰敏若能速受。若經久時能不忘失。若於其義能思能達。若於佛教如理觀察。成就俱行無動覺者。於日中常以二分修學佛語。一分學外。則無違犯。」大正一五七九、五一九中。
- (30) 『伝灯』四十九号、明治二十六年七月十三日、一頁。
- (31) 中西黙笑「教法者は俗流の外に超然たれ」『伝灯』五十一号、八頁。仁田治枝子「仏家世間学の講修活用」同、二十三頁。
- (32) 「沢柳氏対伝灯」『密嚴教報』九十二号、明治二十六年七月二十五日、七頁。
- (33) 「学林問題」『密嚴教報』九十七号、明治二十六年十月十二日、二頁。
- (34) 『智積院史』二八六～二八八頁。『大正大学五十年略史』一五七～一五八頁。
- (35) 『高野山大学五十年史』五十五～七十七頁。
- (36) 『高野山大学五十年史』七十七～八十一頁。
- (37) 今井幹雄編著『真言宗百年余話』一六六新報社、平成八年、一三三頁～一四四頁。

〈キーワード〉

大学林 学制 僧侶養成